熱中症対策促進事業について

小規模林業推進協議会員の皆様を対象に、熱中症対策に要する経費に対して補助する事業です。

１　補助対象経費

換気機能付作業服など熱中症対策に要する経費

対象経費

①換気機能付作業服
②水冷服
③ペルチェベスト
④現場用日よけテント
⑤スポットクーラー
⑥熱中症指数測定器　等

２　補助率

２分の１以内

３　補助上限額

熱中症対策品の購入費に対する補助金額の上限は１人当たり１万２千５百円とする。

４　補助要件

・会員であること
・前年度に 60 日以上の林業就業日数があること
・２年連続での利用はできないものとする

５　その他

- 予算に限りがありますので、補助金を活用される方は、「林材業労働災害防止協会高知県支部（林災防）」に確認してください。
- 交付申請書は速やかに「林材業労働災害防止協会高知県支部（林災防）」に提出してください。なお、各年度の交付申請書の最終提出期限は、２月２８日までとします。

熱中症対策促進事業に関するお問合せ先	林材業労働災害防止協会高知県支部（林災防） 電話番号：088-856-5721